

関東森林管理局署等競争契約入札心得

平成 23 年 12 月 19 日 23 関経第 161 号
関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第 1 条 関東森林管理局署等に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。）、国の物品等又は特例役務の調達手続の特例を定める省令（昭和 55 年大蔵省令第 45 号。）、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第 2 条 一般競争に参加しようとする者は、入札の公告において指定した期日までに当該公告において指定した書類を契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）による入札参加者は、当該広告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第 3 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封かんの上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書（様式第 1 号）（有価証券を提出する場合は、政府保管有価証券提出書（様式第 2 号））を添えて差し出さなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に保管金取扱規程（大正 11 年大蔵省令第 5 号）第一号書式として規定されている保管金受領証書（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券取扱規程（大正 11 年大蔵省令第 8 号）第 3 号書式として規定されている政府保管有価証券受領証書）と引換えに還付する。

- 5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保のうち、落札者の納付又は提供に係るものは、その者が契約を結ばないときは、国家に帰属する。
- 6 入札参加者が、入札保証金の納付に変えて提供することができる担保は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 国債（利付国債に限る。）
 - 二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証
- 7 前項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。
 - 一 国債 政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治 41 年勅令第 287 号）による債権金額又は同令の例による金額
 - 二 銀行又は契約担当官等が確実と認める金融機関の保証 その保証する金額
- 8 入札参加者は、第 1 項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

（入札等）

- 第 4 条 入札参加者は、入札公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札参加者は、入札書（様式第 5 号）を作成し、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した日時までに入札しなければならない。

ただし、電子入札システム等による入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成し、公告、公示又は指名通知書に示した日時までに提出し、入札書受付票を受理しなければならない。
 - 3 入札書を郵送により提出する場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、これを表封筒に封かんの上、「入札書在中」と朱書して書留郵便とし、契約担当官等~~あて~~宛ての親展で提出しなければならない。
 - 4 特例政令第 2 条に定める調達契約に係る場合は、入札参加者は、契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書があるときは、その写しを持参するものとする。ただし郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて郵送しなければならない。
 - 5 第 3 項の入札書は、入札公告又は公示に示した時刻までに到達しないものは無効とする。
 - 6 入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - 7 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式第 6 号）を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
 - 8 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
 - 9 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
 - 10 入札参加者は、令第 71 条第 1 項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることができない。

- 11 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第 7 号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

（入札参加の取りやめ）

第 4 条の 2 入札参加者は、入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときに再度入札を行う場合も、また同様とする。

- 2 前項の場合において、入札参加者は、入札辞退届を入力画面上において作成の上、入札書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は入札辞退届（様式第 8 号）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、入札辞退届（様式第 8 号）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出するものとする。

- 3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第 4 条の 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、工事費内訳書その他契約担当官等に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（入札の取りやめ等）

第 5 条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（開札）

第 6 条 開札は、入札終了後直ちに、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

（無効の入札）

第 7 条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- 一 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 二 委任状を持参しない代理人のした入札

- 三 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札
- 四 記名を欠く入札（電子入札システム等による入札の場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札
- 九 入札書の提出期限後に到達した入札
- 十 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第7号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- 十一 建設工事及び内訳書の提出が義務づけられている建設工事に係る調査等業務にあっては、入札時に内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）が未提出である又は提出された内訳書に次表に掲げる場合等の不備があると認められる入札

1 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事又は業務の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に記名が欠けている場合（電子入札システム等により内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳書の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事又は業務の内訳書が添付されている場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合		

- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札
- 2 入札書提出後、落札者を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。
 - 一 配置予定の監理技術者等を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定の監理技術者等の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）

- 二 入札公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者等とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
- 三 令第 86 条第 1 項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき
- 五 前項の事実が判明したとき

(入札書等の取扱い)

第 7 条の 2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(再度入札)

第 8 条 開札をした場合において予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができるものとする。この場合、第 1 回目の最高又は最低の入札価格を下回る又は上回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第 3 回目以降の入札参加者の資格を失うものとする。第 3 回目以降に行う入札についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として 2 回を限度とし、森林整備事業の競争契約入札の場合にあっては、入札執行回数は、原則として 2 回とし、最高でも 3 回を限度とする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合は、契約担当官等は当該入札を打ち切ることがある。
- 3 第 1 項の入札には、第 7 条に規定する無効の入札をした者は参加することができない。
- 4 特例政令第 2 条に掲げる調達であって、郵便による入札を行った者がある場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の入札を行う。

(請負契約についての低入札価格調査制度、調査基準価格)

第 9 条 関東森林管理局所管に係る請負契約で、一契約に係る予定価格が 1,000 万円を超えるものについて令第 85 条（令第 98 条において準用する場合を含む）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が、次の各号のいずれかの割合を契約ごとの予定価格に乗じて得た金額（第 4 号についてはその合計額）（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- 一 工事の請負契約ごとに 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただしその割合が、10 分の 9.2 を超える場合にあっては 10 分の 9.2 とし、10 分の 7.5 に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 とする。

- ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

二 製造その他の請負契約のうち、次表の業種区分の欄に掲げる業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）の請負契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8.1（測量にあっては請負契約ごとに 10 分の 6 から 10 分の 8.2、地質調査にあっては請負契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5）までの範囲内で契約担当官等の定める割合の算定は、建設コンサルタント等業務の請負契約ごとに、予定価格算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6（測量にあっては、10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 と、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6、地質調査にあっては、10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 と、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2）とするものとする。

業種区分	①	②	③	④
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額	—
建設コンサルタント(建設に関するもの)及び建築士事務所	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
建設コンサルタント(土木関係のもの)及び計量証明	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
土地家屋調査、補償コンサルタント、不動産鑑定及び司法書士	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

三 一又は二により算定しがたい場合等については、工事は 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 まで、建設コンサルタント等業務は 10 分の 6 から 10 分の 8.1 まで、測量は 10 分の 6 から 10 分の 8.2 まで、地質調査は 3 分の 2 から 10 分の 8.5 までの範囲内で適宜の割合とする。

四 製造その他の請負契約のうち、ビルメンテナンス業務（主として庁舎等の建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除など）その他の維持管理

に関する業務であり、これに付随する業務を含む。)及び警備業務の請負契約について、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに予定価格算出の基礎となった直接人件費の額と、直接物品費の額と、業務管理費の額に10分の3及び一般管理費等の額に10分の3をそれぞれ乗じて得た額との合計額とする。

五 製造その他の請負契約（二及び四に掲げる業種に係る契約を除く。）に係る調査基準価格の算定に当たっては、予定価格に10分の6を乗じて算出する。

2 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、事後の調査に協力しなければならない。

（落札者の決定）

第10条 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない場合は、入札を「保留」し、調査の上落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、その結果を、落札者及び最低価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものを含む。以下同じ。）の入札者（最低価格の入札者と落札者が異なった場合のみ）に通知し、他の入札者にはその旨通知する。

（落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。ただし、電子入札システム等により入札した者がある場合は、電子入札システム等の電子くじにより落札者を定めることができる。

2 前項前段の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システム等による入札者で当該入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約保証金等）

第12条 落札者は、契約書の案の提出と同時に契約金額の10分の1以上（発注公告又は公示を行う時点における契約単位ごとの見積額が450万SDR以上の工事又は令第86条に規定する調査を受けたものについては10分の3以上）の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により、契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第9号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担

保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第 2 号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。

- 4 落札者は、第 1 項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 第 1 項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が、委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだことによる場合には、落札者は、契約担当官等が指示するときまでに当該公共工事履行保証証券に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 第 1 項ただし書の場合において、契約保証金の納付を免除された理由が保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだことによる場合には、落札者は契約担当官等が指示するときまでに当該履行保証保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。
- 7 前 6 項の規定による金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証書、保険会社等が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

（入札保証金等の振替）

第 13 条 契約担当官等は、落札者からの申出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができる。

（契約保証金の返還）

第 14 条 契約保証金は、契約の履行が完了したことを確認した後、保管金払渡請求書（様式第 10 号）（有価証券を提供した場合は、政府保管有価証券払渡請求書（様式第 11 号））により返還するものとする。

なお、この場合、利息は付さないものとする。

（契約書等の提出）

第 15 条 落札者は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、入札後契約前 V E 方式の対象工事で、落札者が V E 提案を提出した場合には、この期間を延長することができる。

- 2 契約担当官等は、落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、落札者は、落札決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がない旨指示したときは、この限りでない。

- 4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）第 9 条に定める対象建設工事である場合は、第 1 項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第 12 条第 1 項の規定に基づく説明及び第 13 条第 1 項の規定に基づく協議を行わなければならない。
- 5 契約担当官等が入札広告において契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、落札者が電子入札システム等により入札を行った場合は、第 1 項の規定にかかわらず、電子入札システム等において契約担当官等が作成した契約書案の電磁的記録に電子署名を伏すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

- 第 16 条 落札者は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。
- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準（指名競争に付した業務等において当該業務等の地域的特性等により、第 1 号に該当する者が当該指名競争について指名を受けた者（以下「相 指名業者」という。）以外にない場合にあっては、第 1 号に掲げる基準）に適合している者から選定しなければならない。
- 一 当該業務等の請負契約について、農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について（平成 12 年 12 月 1 日付け 12 経第 1859 号）第 31 条に規定する指名基準に該当する者で落札者と同等又はそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。
- 二 相指名業者以外の者であること。
- 3 第 1 項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

- 第 17 条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

- 第 18 条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 25 年 5 月 16 日から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降に契約を行うものから適用する。

附則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う入札から適用する。

附則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う入札から適用する。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う入札から適用する。

ただし、消費税法改正法第 3 条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第 2 条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴う改正は、平成 31 年 10 月 1 日以後に締結する契約（平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間に締結する契約であって、当該契約に係る引き渡しが平成 31 年 10 月 1 日以後になされるものを含む。）から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 1 月 25 日から適用する。

附則

この要領は、令和 3 年 3 月 10 日から適用する。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この通知は、令和 4 年 12 月 1 日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和 5 年 2 月 9 日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和 6 年 8 月 1 日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和 8 年 1 月 20 日以降に入札公告等を行う請負契約から適用する。

附則

この通知は、令和 8 年 5 月 1 日以降に入札公告等を行う契約から適用する。

様式第 1 号（第 3 条）

保 管 金 提 出 書

第 号	受 付
年 月 日	

¥ (現金又は保管金領収証書の別)

提出の事由 年 月 日公告の入札保証金

上記の金額を提出します。なお、上記金額は、公告のとおり契約保証金又は売却代金に
充当したいので、申し添えます。

年 月 日 住 所
商号又は名称
代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏
官 職 氏 名 殿

入札保証金 受 入 済	契約保証金 充当決定	売却代金 充当決定	保証金返還 決 定	保証金国庫 帰属決定
年 月 日 確認者氏名 { }	年 月 日 確認者氏名 { }	年 月 日 確認者氏名 { }	年 月 日 確認者氏名 { }	年 月 日 確認者氏名 { }
(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)	(保管金台帳 登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第 2 号（第 3 条・第 12 条）

政府保管有価証券提出書

番号	年度第 号
号	

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

工事名 _____

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第5号（第4条）

入 札 書

年 月 日

担当官
長

殿

（入札者）
住 所

商号又は名称
代表者氏名

（代理人）
氏 名

¥ _____

ただし _____ の代金

上記金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に各消費税額を加算した金額になること及び入札説明書、入札心得等記載事項を承知の上、入札します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第6号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当官

長

殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。

様式第7号（第4条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

様式第8号（第4条の2）

入 札 辞 退 届

年 月 日

担当官
長

殿

（ 入札者 ）
住 所

商号又は名称
代表者氏名

（ 代理人 ）
氏 名

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

（注意事項）

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本様式は標準例を示したものであり、その他必要事項を追加した適宜の様式を使用する場合がある。また、認める場合がある。

様式第 9 号（第 12 条）

保 管 金 提 出 書

番号	年度第	号
----	-----	---

提出の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 _____

工事名 _____

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

様式第 10 号（第 14 条）

保 管 金 払 渡 請 求 書

払渡の事由

歳入歳出外現金出納官吏 官職 氏名 殿

年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の保管金を下記振込先に振込んで下さい。

金 _____

保管金提出書の 年 月 日
日付及び番号 年度 第 号

振込先

_____ 銀行 _____ 支店

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座

名 義 _____

支店番号 口座番号
_____ — _____

様式第 11 号（第 14 条）

政府保管有価証券払渡請求書

受領証書日付 年 月 日
及 び 番 号 年度 第 号

払渡請求理由

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記証券の払渡を請求します。

有価証券取扱主任官

官職 氏名 殿

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

上記証券払渡の証書領収いたしました。

証券名称	枚 数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回記号	番 号	

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。